

令和6年5月22日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

その落書き、犯罪です！
～落書き行為を見かけたら警察へ通報を！～

国土交通省熊本河川国道事務所が白川市街部に整備している親水エリア「緑の区間」(大甲橋～明午橋)において、3月下旬より複数箇所の堤防に対する「落書き」被害が相次いでいます。「落書き」は刑法における器物損壊罪により罰せられるとともに、落書きを消去するための費用(数百万円)を請求する場合があります。このような堤防に対する落書きを発見した場合は、直ちに以下の連絡先へ通報をお願いします。

熊本河川国道事務所白川出張所 096-382-1129
熊本中央警察署 096-323-0110(又は110番)

5月24日(金)に実施します令和6年度白川重要水防箇所合同巡視において、落書き被害と対応状況について現地で説明を行います。

【注意】落書きをしている現場を見つけたら警察へ通報してください。

直接、声をかけて止めようとした場合、トラブルに巻き込まれるおそれがありますので、無理をせず警察に通報をお願いします。



白川「緑の区間」は、「白川夜市」をはじめ市民の交流空間となっています

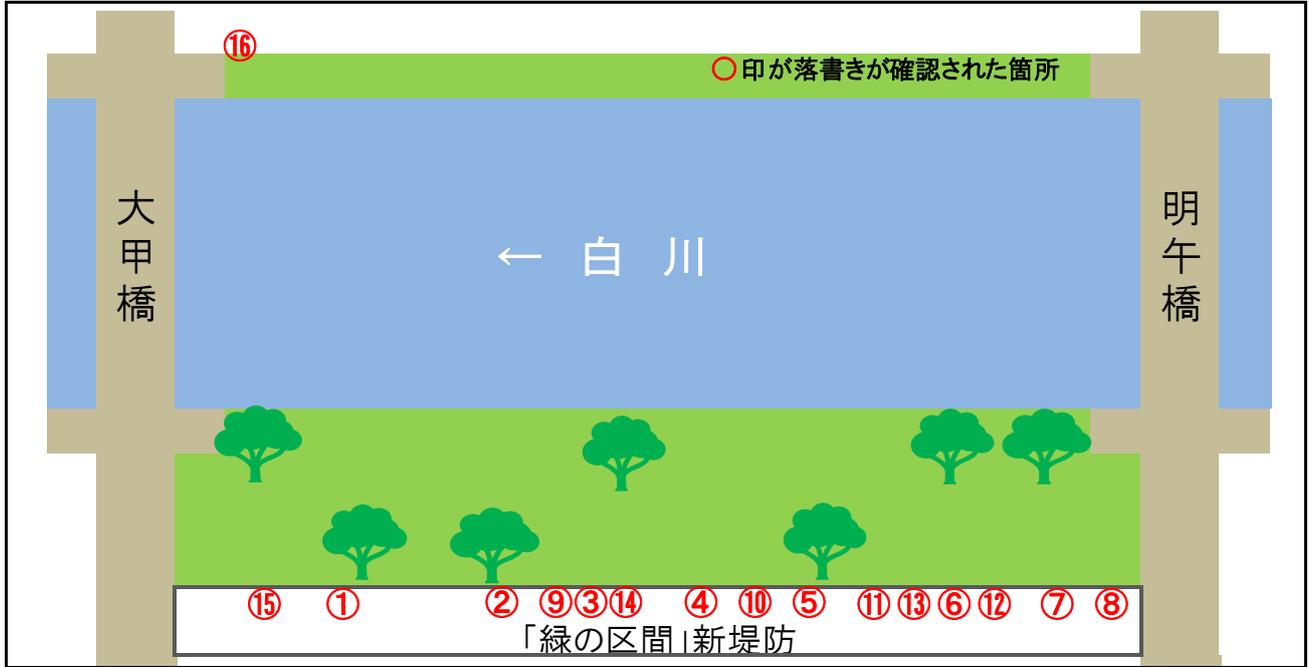
【刑法第261条(器物損壊罪)】 抜粋

他人のものを損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する

【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所
占有調整課長 田尻 剛士(096-382-1111)
白川出張所長 岩崎 靖生(096-382-1129)
白川「緑の区間」利活用推進協議会 事務局(096-328-2232)

白川「緑の区間」 落書き被害箇所 位置図



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16

